

## 津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル方式審査要領

### 1 趣旨

この要領は、津市電子図書館システム構築及び利用等業務に係る契約の相手方の最優先候補者の選考を行うこと（以下「選考」という。）について、必要な事項を定める。

### 2 選考に係る対象

選考対象は、津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル方式による提案依頼に対して、提出期限までに提案者から提出された企画提案書、提案見積書、提案見積書内訳、評価項目及び評価基準、機能要件等一覧（以下「企画提案書等」という。）を提出した者（以下「提案者」という。）に係る提案と、その説明及び質疑応答とする。

### 3 選考の方法

選考は、提案者から提出された企画提案書等に対して、津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）で企画提案書等の内容とそのプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行った後、契約の相手方の最優先候補者の選考を行う。

なお、参加申込者が1者のみの場合であっても、企画提案書等に係る審査及びプレゼンテーションを実施する。

### 4 審査の方法

提案者から提出された企画提案書等について、審査委員会による審査を行う。

審査については、下記5の価格による評価、下記6の機能一覧に係る評価、下記7の企画提案書に係る評価の合計点で行うものとする。

### 5 価格による評価

価格による評価は、 $50 \text{点} \times (\text{本プロポーザルにおける各提案見積額のうちの有効最低見積額} / \text{提案見積額})$  を価格評価点（小数点第2位四捨五入）として算出する。

ただし、提案見積額が提案見積上限額を超えている場合は、その提案の内容にかかわらず、当該提案書については不採用とし、以後の審査は一切行わない。

なお、当該提案者に対しては審査結果通知書で「基準点以下のため不採用」として通知する。

## 6 機能一覧に係る評価

機能一覧に係る評価は、53項目の機能要件について、それぞれの項目ごとに提供される電子図書館システムのパッケージのデフォルト機能で対応できる場合は1点、オプション機能（提案見積額に含む）として対応できる場合は0.8点を機能一覧評価点として算出する。

ただし、機能一覧のうち、必須機能として選択されている52項目については、パッケージのデフォルト機能又はオプション機能のいずれかで必ず対応していること。提出された機能要件等一覧表で必須機能についての対応可否が1つでも「×」となっている場合は、その提案の内容にかかわらず、当該提案書については不採用とし、以後の審査は一切行わない。

なお、当該提案者に対しては審査結果通知書で「基準点以下のため不採用」として通知する。

## 7 企画提案書に係る評価

企画提案書の内容とそのプレゼンテーション及び質疑応答に係る評価については、別紙**審査評価票**により行う。

## 8 最優先候補者の選考

審査委員会において、提案者ごとに委員長、副委員長及び委員による評価点数を合計して平均点を算出し、その点数の最も高い提案者を最優先候補者とする。

ただし、平均点が300点に達しない場合は、最上位者であったとしても最優先候補者として選定しない。

## 9 提案者への通知

選考後、審査の対象となった提案者に対して各々の審査結果を通知する。

## 10 事務

提出要件審査、内容審査及び最優先候補者の選考に係る事務は、津市教育委員会事務局教育総務部津図書館において処理する。